

議案第一六号



特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する
条例について

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を別紙のと
おり改正する。

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年参月拾九日
原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例（昭和三十
三年三朝町条例第十八号）の
一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

区 分	報 酬 の 額	旅 費 の 額
教 育 委 員	委員長年額 三三〇〇〇月 委員長代理年額 二七五〇〇月 委員 年額 二二〇〇〇月	三朝町長等給与条例（昭和二十八年条例第十八号）助役の旅費相当額とする
選挙管理委員	日 額 七五〇以内	
監 査 委 員	議会の議員の中から選任 された委員 月 額 三、五〇〇月 知識経験上有する者の中 から選任された委員 月 額 二、〇〇〇月	
固定資産評価審査 委員会委員	日 額 七五〇以内	

農業委員	令長 年額 三三〇〇〇月 令長代理 二七五〇〇月 委員 二二〇〇〇月	
その他各種委員	日額 七〇〇月以内	
選挙管理長	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	
選挙管理員	日額 一二〇〇月以内	

この条例は昭和四十年四月一日から施行する。

三朝町職員旅費支給条例（昭和十八年条例第十七号）一等級相当額とする。
 三朝町職員旅費支給条例（昭和十八年条例第十七号）二等級相当額とする。
 三朝町職員旅費支給条例（昭和十八年条例第十七号）三等級相当額とする。